

日本カトリック大学・短期大学連盟
規 程 集

2025 年6月

目 次

1. 日本カトリック大学・短期大学連盟規約	1
2. 日本カトリック大学・短期大学連盟 役員の選任に関する規程	4
3. 日本カトリック大学・短期大学連盟 加盟希望大学の審査基準に関する内規	6
4. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金規程	7
5. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金「研究奨励賞」規程	8
6. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金「研究助成金」規程	10
7. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) 大学院奨学生規程	12
8. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) 大学院留学生奨学生規程	14
9. 日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門) 学術研究奨励賞選考規程	16
10. 日本カトリック大学・短期大学連盟 慶弔内規	18
11. 日本カトリック大学・短期大学連盟 旅費内規	19
12. カトリック大学 図書館協議会会則	21
13. 日本カトリック大学連盟と図書館協議会との共催事業の運営についての覚書	23
14. カトリック大学キリスト教文化研究所協議会規約	24

1. 日本カトリック大学・短期大学連盟規約

(名 称)

第1条 本連盟は、「日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)」と称する。

(事務局)

第2条 本連盟の事務局は、一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という。)に置く。

(目 的)

第3条 本連盟は、日本におけるカトリック大学・短期大学の振興と向上を図り、学術文化の発展に貢献し、もってカトリック教育の使命達成に寄与することを目的とする。

(構 成)

第4条 本連盟は、事業体所在地の教区長に承認され、カトリックの教育理念に基づいて設置運営されている大学・短期大学で、第10条第6項に定める総会において、第12条の加盟手続により加盟を承認されたもの(以下「加盟大学・短期大学」という。)をもって構成する。

2. 加盟大学・短期大学の学長は、本連盟において、所属する当該大学・短期大学を代表する。

(事 業)

第5条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 教育、研究、社会貢献、管理、運営に関する相互援助並びに情報交換
- (2) 学校連合会所属各連盟および学校連合会以外の学校諸団体との連絡提携
- (3) 国際カトリック大学連盟との連絡提携
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

(会 費)

第6条 会費は、別表1に定める金額とする。

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
幹事	5名

(役員の職務)

第8条 会長は、本連盟を代表し、本連盟業務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。
3. 幹事は、本連盟業務を掌理する。

(役員の選任及び任期)

第9条 役員の選任方法および任期については、別に定める。

(会 議)

第10条 本連盟の会議は、総会および幹事会とする。

2. 会長は毎年1回定例総会を招集し、その議長となる。
3. 大学部門または短期大学部門は、部門別幹事会を開催することができる。
4. 部門別幹事会は、大学部門は会長、短期大学部門は副会長が招集する。
5. その他必要に応じ、会長は臨時総会を招集することができる。
6. 総会は、加盟大学・短期大学の学長をもって構成する。
7. 会長は、総会および幹事会に、必要に応じてオブザーバーとして関係者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(会議の権限)

第11条 第 11 条 総会は、予算、決算および事業計画、その他必要事項を調査審議する。

2. 幹事会は、総会提出議案その他重要事項を協議する。
3. 総会、幹事会を開催するためには、加盟大学・短期大学の過半数の出席(委任状を含む)を要し、その議決は出席者(委任状を含む)の過半数の同意によるものとする。

(加盟手続)

第12条 本連盟の加盟にあたっては、次の各号のいずれかの推薦を要するものとし、加盟の可否については総会の決定によるものとする。

- (1) 大学が加盟を希望する場合 2つの加盟大学からの推薦書
 - (2) 短期大学が加盟を希望する場合 2つの加盟短期大学からの推薦書
2. 前項の加盟希望大学の審査基準については、別に定める。

(会 計)

第13条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2. 本連盟の会計を監査するために、監事2名をおく。

3. 監事は、学校連合会の監事に委嘱する。

(規約の変更)

第14条 この規約の変更は、総会の議決によらなければならない。

附則 1 この規約は、2021年6月11日から施行する。

2 日本カトリック大学連盟規約(1975年7月27日施行)は、廃止する。

3 日本カトリック短期大学連盟規約(1976年1月30日施行)は、廃止する。

4 この規約は、2023年6月9日から改正、施行する。

5 この規約は、2025年1月1日から改正、施行する。ただし、改正後の第2条の規定は、2025年度の総会から適用する。

【別表1】

○ 大学会費 : 学生数を基にした一律金額+学生数(学部生・大学院生)×200 円

学生数(人)	一律金額(円)
1～250	0
251～500	0
501～750	10,000
751～1,000	30,000
1,001～1,250	70,000
1,251～1,500	120,000
1,501～1,750	150,000
1,751～2,000	200,000
2,001～5,000	250,000
5,001～10,000	1,000,000
10,001～	1,250,000

○ 短期大学会費 : 学生数×320 円

2. 日本カトリック大学・短期大学連盟 役員の選任に関する規程

(目的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟規約第9条に基づき、役員の選任に関する手続きおよび任期を定める。

(役員候補者の選出)

第2条 加盟大学および加盟短期大学学長は、地域、ジェンダーバランス等に配慮して、役員候補者を選出する。

2. 大学部門の学長は、加盟大学の学長の中から5名を推薦し、推薦数の多かった上位5名を役員候補者とする。
3. 短期大学部門の学長は、加盟短期大学の学長の中から3名を推薦し、推薦数の多かった上位3名を役員候補者とする。
4. 前二項の推薦は、投票により行う。
5. 第2項および第3項において、大学および短期大学の学長を兼務している者が、両部門で役員候補者として選出された場合は、当該学長は推薦数の割合が高い部門の役員候補者とし、他の部門については次点を役員候補者とする。この場合における推薦数の割合は、推薦数を当該部門における全学長数で除して算出する。
6. 第2項、第3項および前項において、推薦数が同数により、規定を超える人数が選出された場合は、全員を役員候補者とする。

(役員の選出)

第3条 前条により選出された役員候補者の互選により、会長(1名)、副会長(大学部門1名、短期大学部門1名)および幹事(5名)の各役職の候補を選出し、総会において選任する。

(役員の任期)

第4条 本連盟の役員の任期は、役員として選任された総会終了のときから2年後の総会終了のときまでとし、再任を妨げない。ただし、会長の再任は1回を限度とする。

(役員任期の途中での退任)

第5条 役員が任期の途中で自らが所属する大学・短期大学の学長を退任した場合、当該役員の次に役員候補者としての推薦数の多かった次点を繰上げ、直近の総会において役員として選任する。

2. 退任する役員の任期は、学長退任後直近の総会終了のときまでとする。ただし、日本カトリック大学・短期大学連盟において当該大学・短期大学を代表する者は、後任の学長とする。
3. 後任役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 会長または副会長が退任する場合は、在任中の役員および後任役員候補者の8名の互選により、会長または副会長の各役職の候補を選出し、直近の総会において選任する。

(不測時の対応)

第6条 役員選考の過程で、本規程に定めのない事項、または本規程の解釈等に不明な点がある場合は、会長の判断に一任し、当該役員を選任する総会において報告するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附則 1 この規程は、2025年1月1日から施行する。

3. 日本カトリック大学・短期大学連盟 加盟希望大学の審査基準に関する内規

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)規約第13条(加盟手続)の規定に基づき加盟を希望する大学は、次の各号に定める基準を満たすものとする。

- (1)当該大学の学則、設立母体たる学校法人の寄附行為等に「カトリシズムの精神に基づき大学を設置し、その教育を行う」趣旨を明記してあること。
- (2)学校法人役員の過半数が司祭・修道者又は信徒であること。
- (3)当該大学が所属する教区の教区長の本連盟への推薦状があること。

第2条 加盟申請があった場合、本連盟の幹事会は、委員会を設け、当該大学と面談し、その結果を総会に報告する。総会はその報告に基づき、加盟の可否を決定する。なお、面談は対面を原則とするが、状況によりオンラインでも可能とする。

第3条 この内規の改廃は本連盟幹事会の決議を経て行う。

附 則 1 本内規は、2021年6月11日より施行する。

2 加盟希望大学の審査基準に関する内規(1983年7月27日施行)は、廃止する。

3. 本内規は2022年3月10日から改正施行する。

4. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金規程

(目 的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展とカトリック信者の優れた学術研究者及び教育者の育成に貢献する目的をもって、カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金(以下「本基金」という。)を設定する。

(基金の管理)

第2条 本基金は、銀行預金その他安全確実な有価証券等によりこれを保有し、一般財団法人日本カトリック学校連合会(以下「学校連合会」という。)理事長がその責において保管する。

(果実の充当)

第3条 本基金より生ずる果実は、本連盟の規程の定めるところに従い、「研究奨励賞」「研究助成金」「大学院奨学生」「大学院留学生奨学生」の各種事業費に充当することができる。

(基金の積立)

第4条 本基金の積み立てについては、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の承認を得なければならない。

(基金の取り崩し)

第5条 本基金を取り崩す場合は、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の議に依らなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、本連盟の議を経て、学校連合会理事会の承認を要する。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金・大学院奨学生基金規程(2013年6月7日施行)は、廃止する。

5. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金「研究奨励賞」規程

(目 的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展に資するため、カトリック学術奨励金「研究奨励賞」を設定する。

(選 考)

第2条 カトリック学術奨励金「研究奨励賞」受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

第3条 受賞者の選考は、本連盟加盟大学長の推薦に基づき、選考委員会が行い、その結果を会長に報告する。

2 選考委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。専門家に意見を聞いた場合の報酬は、3万円とする。

3 選考は書類による選考とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会委員は若干名とし、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年これを任命する。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。

(1)当該分野において、高度の学術的価値があると認められるもの。

(2)キリスト教ヒューマニズムと関連があるもの。

(3)独創的であるもの(既発表研究を参考とすることは差し支えないが、論旨が学術的に前進したものでなければならない)。

(4)当該年度4月1日から5年以内に研究・発表された業績であるもの。

(5)「研究奨励賞」及び「研究助成金」のいずれかで過去に採択歴がある場合には、次回の応募は、特段の事情がない限り当該採択後5年間経過後とする。

(報告の方法)

第6条 選考委員会は、選考の経過及び結果を書面で会長に報告する。その際、応募のあった全ての研究に対する参考意見と、推薦順位を付すものとする。

(受賞者の決定)

第7条 会長は、選考委員会の報告に基づき、本連盟総会の議を経て受賞者を決定する。必要に応じ、会長は、選考委員会の委員を本連盟総会に出席させ、選考経過に関する質疑に応えさせることができる。

(受賞人数および授与)

第8条 受賞人数は、各年5人以内とし、受賞者1人につき賞状および金30万円の副賞を授与する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金「研究奨励賞」規程（2013年6月7日施行）は、廃止する。

3 この規程は、2023年6月9日から改正、施行する。

6. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) カトリック学術奨励金「研究助成金」規程

(目 的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、広義のカトリシズム、すなわちキリスト教ヒューマニズムに根ざす学術研究を奨励し、同研究の向上発展に資するため、カトリック学術奨励金「研究助成金」を設定する。

(選 考)

第2条 カトリック学術奨励金「研究助成金」受領者の選考は、本規程の定めるところによる。

第3条 受領者の選考は、本連盟加盟大学長の推薦に基づき、選考委員会が行い、その結果を会長に報告する。

2 選考委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞くことができる。専門家に意見を聞いた場合の報酬は、3万円とする。

3 選考は書類による選考とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会委員は若干名とし、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年これを任命する。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。なお、研究グループは、2つ以上のカトリック大学間の共同研究であることが望ましい。

(1)当該分野において、高度の学術的価値があり、相当の成果を期待できる研究計画であるもの。

(2)キリスト教ヒューマニズムと関連があるもの。

(3)独創的であるもの(既発表研究を参考とすることは差し支えないが、論旨が学術的に前進したものでなければならない。)

(4)当該年度7月1日の時点において、研究にすでに着手しているか、又は同日以後10日以内に着手するもの。

(5)「研究奨励賞」及び「研究助成金」のいずれかで過去に採択歴がある場合には、次回の応募は、特段の事情がない限り当該採択後5年間経過後とする。

(報告の方法)

第6条 選考委員会は、選考の経過及び結果を書面で会長に報告する。その際、応募のあったすべての研究に対する参考意見と、推薦順位を付すものとする。

(受領者の決定)

第7条 会長は、選考委員会の報告に基づき、本連盟総会の議を経て受領者を決定する。必要に応じ、会長は、選考委員の委員を本連盟総会に出席させ、選考経過に関する質疑に応えさせることができる。

(受領者数および授与)

第8条 受領者は、各年1件とし、その申請金額に応じ、金100万円以内の研究助成金を授与する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟カトリック学術奨励金「研究助成金」規程（2013年6月7日施行）は、廃止する。

3 この規程は、2023 年6月9日から改正、施行する。

7. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) 大学院奨学生規程

(目 的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、日本におけるカトリック信者の優れた学術研究者及び教育者の育成に貢献する目的をもって、日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)大学院奨学生を採用する。

(選 考)

第2条 奨学生の選考は、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年委嘱する選考委員が行い、その報告に基づいて、会長が採用を決定する。

2 選考は第一次選考及び第二次選考とする。

(1)第一次選考 書類による選考

(2)第二次選考 第一次選考において合格した出願者について面接を行う。なお、第二次選考に要する旅費を支給する。

(選考の基準)

第3条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。ただし、他に出願者がいない場合を除き、同一大学から重複した採用を避ける。また、本連盟の加盟大学に在籍する者を優先することができる。

(1)カトリシズムに関し、知的に深い理解と洞察を持つものであること。

(2)大学及び大学院の成績、小論文、面接の結果等より判断して将来優秀な研究・教育者として活動する十分な能力があると認められるものであること。

(3)大学及び大学院の期間における行動の全般を通じて、特に研究心が旺盛で、意志・責任感が強く、かつ学問研究についてカトリック研究・教育者にふさわしい見識を持つものであること。

(4)研究・教育の遂行に支障をきたさない程度に健康であること。

(5)カトリック信者として指導的役割を果たし得る素質と人格を具えていること。

(6)同一年度において日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)他部門(「研究奨励賞」又は「研究助成金」)に応募していない者であること。

(報告の方法)

第4条 選考委員は、経過及び結果を4月末日迄に書面で会長に報告しなければならない。

2 会長は、選考委員の第二次選考の報告に基づき、採用を決定する。

3 奨学生の選考の経過及び採用結果については、本連盟総会に報告する。

(給付金額)

第5条 大学院奨学生採用者1名につき、原則として月額10万円の奨学金を12ヵ月給付するものとする。

(奨学金の取消)

第6条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められたときは、その時点で奨学生たる資格を取り消す。

- (1) 本人が奨学金を辞退したとき。
- (2) 途中で学業継続が困難もしくは不可能になったとき(休学・退学の場合を含む)。
- (3) その他奨学生として適性を欠くに至ったとき。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟大学院奨学生規程(2013年6月7日施行)は、廃止する。

3 この規程は、2023年6月9日から改正、施行する。

8. 日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門) 大学院留学生奨学生規程

(目 的)

第1条 日本カトリック大学・短期大学連盟(以下「本連盟」という。)(大学部門)は、日本におけるカトリック信者の優れた学術研究者及び教育者の育成に貢献する目的をもって、日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)大学院留学生奨学生を採用する。

(選 考)

第2条 留学生奨学生の選考は、会長が本連盟加盟大学の職員のうちより、毎年委嘱する選考委員が行い、その報告に基づいて、会長が採用を決定する。

2 選考は第一次選考及び第二次選考とする。

(1)第一次選考 書類による選考

(2)第二次選考 第一次選考において合格した出願者について面接を行う。なお、第二次選考に要する旅費を支給する。

(選考の基準)

第3条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。ただし、他に出願者がいない場合を除き、同一大学から重複した採用を避ける。

(1)カトリシズムに関し、知的に深い理解と洞察を持つものであること。

(2)大学及び大学院の成績、小論文、面接の結果等より判断して将来優秀な研究・教育者として活動する十分な能力があると認められるものであること。

(3)大学及び大学院の期間における行動の全般を通じて、特に研究心が旺盛で、意思・責任感が強く、かつ将来日本の国際交流に貢献するにふさわしい見識を持つものであること。

(4)研究・教育の遂行に支障をきたさない程度に健康であること。

(5)カトリック信者として指導的役割を果たし得る素質と人格を具えていること。

(6)同一年度において日本カトリック大学・短期大学連盟(大学部門)他部門(「研究奨励賞」又は「研究助成金」)に応募していない者であること。

(報告の方法)

第4条 選考委員は、経過及び結果を4月末日迄に書面で会長に報告しなければならない。

2 会長は、選考委員の第二次選考の報告に基づき、採用を決定する。

3 留学生奨学生の選考の経過及び採用結果については、本連盟総会に報告する。

(給付金額)

第5条 大学院留学生奨学生採用者1名につき、原則として月額10万円の奨学金を12ヵ月給付するものとする。

(奨学金の取消)

第6条 奨学生が次の各号の一つに該当すると認められたときは、その時点で奨学生たる資格を取り消す。

- (1) 本人が奨学金を辞退したとき。
- (2) 途中で学業継続が困難もしくは不可能になったとき(休学・退学の場合を含む)。
- (3) その他奨学生として適性を欠くに至ったとき。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、本連盟総会の決議を経て行う。

附 則 1 本規程は、2021年6月11日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟大学院留学生奨学生規程(2013年6月7日施行)は、廃止する。

3 この規程は、2023年6月9日から改正、施行する。

9. 日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門) 学術研究奨励賞選考規程

(総則)

第1条 本連盟の学術研究奨励賞は、カトリック短期大学に勤務する有為の研究者の研究を奨励し、その向上発展に資することを目的とし、本連盟の事業の一つとして定められたものである。

受賞者の選考は、本規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 受賞者の選考は、カトリック短期大学長の推薦(1校につき1件の推薦に限る)に基づき、選考委員会(以下「委員会」という)が行い選考結果を日本カトリック大学・短期大学連盟(短期大学部門)総会(以下「総会」という)に報告する。

(被推薦資格)

第3条 受賞候補者として推薦を受ける資格は、本連盟に加盟する短期大学に引き続き2年以上勤務する准教授、専任講師及び助教とする。但し、既に受賞したことのある者を除く。

2. 共同研究の場合、構成員はすべてカトリック短期大学に勤務する准教授、専任講師及び助教とする。

(選考委員会)

第4条 委員会は副会長と幹事2名で構成する。

2. 委員会は、選考に際し、当該分野における専門家の意見を聞かなければならない。

(選考の基準)

第5条 選考は、次の各号の基準によって行うものとする。

1. 当該分野において、高度の学術的又は芸術的水準があり、相当の成果を期待できるもの。
2. 独創的であるもの。
3. 最近2年以内に研究された業績であること。ただし、学位論文・受賞論文・他の懸賞応募論文等を除く(印刷、出版の有無を問わない)。

(報告の方法)

第6条 委員会は、選考順位を付した選考結果を総会に報告する。

(受賞者の決定)

第7条 受賞者は、委員会の報告に基づき、総会で決定する。受賞者は毎年3名以内とする(共同研究の場合は人数にかかわらず1件とする)。

(受賞)

第8条 受賞者は、学術研究奨励賞として賞状及び副賞30万円を受ける。

附 則 1 本規定は、昭和57年10月15日より施行する。

2 本規定は、昭和59年5月11日より改訂施行する。

3 本規定は、昭和60年5月14日より改訂施行する。

4 本規定は、昭和61年5月20日より改訂施行する。

5 本規定は、平成4年4月27日より改訂施行する。

6 本規定は、平成6年10月4日より改訂施行する。

7 本規定は、平成19年5月14日より改訂施行する。

8 本規定は、平成29年5月18日より改訂施行する。

9 本規定は、令和3年6月11日より改訂施行する。

10 本規定は、令和6年5月16日より改訂施行する。

【申合せ事項】

1. 第7条の3名枠は、基金積立方針との整合性の中で、弾力的に増枠し得るものとする。

2006.4.27 2. 意見聴取依頼者は、2名とする。報酬は交渉によるが、5万円又は3万円(税引後)とする。

同上 3. 意見聴取依頼者名は、選考委員会内部資料のみとし、オープンにしない。

2007.5.14 4. 第3条の被推薦資格で助教授が応募した場合は、例外的に幹事会で検討する。

同上 5. 上記2の意見聴取者の報酬は、3万円～5万円(税引後)に変更する。

2008.5.14 6. 被推薦資格者の2年以上勤務は、当該年度末までに2年以上の勤務とする。

10. 日本カトリック大学・短期大学連盟 慶弔内規

第1条 この内規は、日本カトリック大学・短期大学連盟（以下、本連盟という。）加盟校および関係者の慶弔の表意について定めるものとする。

第2条 本連盟関係者（下記）の叙勲に際しては、本連盟会長（以下、会長という。）の祝電を贈り、祝意を表すものとする。

第3条 本連盟加盟校の周年記念・学部新設行事に際しては、会長の祝電もしくは式典等に会長が出席する場合は1万円のお祝い金を贈呈し、祝意を表すものとする。また祝賀会等にも出席する場合は、会長判断により、2～3万円の贈呈も可能とする。

第4条 本連盟関係者（下記）の逝去に際しては、会長の弔電並びに生花を贈り、弔意を表すものとする。

〔本連盟関係者〕

- 1 本連盟加盟大学・短期大学の理事長・学長（現職）
- 2 本連盟役員経験者
- 3 本連盟の運営・活動に特に功績のあった者
- 4 本連盟と関係の深い者で、特に慶弔の意を表す必要のある者

第5条 この内規の改廃は、本連盟幹事会の承認を要する。

附 則 1 本内規は、2021年9月3日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟慶弔内規（2015年5月20日施行）は、廃止する。

11. 日本カトリック大学・短期大学連盟 旅費内規

第1条 この内規は、日本カトリック大学・短期大学連盟(以下、本連盟という。)の業務により出張する場合の旅費の支出について定めるものである。

第2条 出張に支給する旅費は、運賃、日当及び宿泊料とする。

第3条 運賃、日当及び宿泊料は、次の各号の一に該当する者に、別表1に定める基準で支給する。

- (1)幹事会・職員セミナーにおける本連盟役員
- (2)総会における本連盟事務局
- (3)職員セミナー運営委員会委員
- (4)総会における来賓
- (5)本連盟業務に関連して会長が必要と認める者

2 前項の定めにかかわらず、前項第4号に該当する者に、日当は支給しない。

第4条 運賃として支給する費用は、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃とする。

2 鉄道賃は普通料金(グリーン料金は学長にのみ適用可)を支給する。ただし、急行及び特急料金は次の基準により支給する。

- (1)急行:片道 50km 以上
- (2)特急:片道 50km 以上
- (3)新幹線:片道 100km 以上

3 航空賃は、当該出張の内容及び日程並びに当該出張に係る旅費総額を勘案して、本連盟が航空機を利用することが最も経済的かつ合理的であると認めた場合には実費を支給する。この場合における航空賃は、搭乗する便の最下級の席種の正規運賃を超えないものとする。ただし、本連盟が必要と認めた場合は、搭乗する便の最下級の席種の正規運賃の範囲内で直近上位の席種の運賃を実費支給する。

4 車賃は、自家用車を除く、タクシー、ハイヤーその他これらに準ずる交通機関で、本連盟が必要と認めた場合に実費を支給する。

5 船賃は、本連盟が必要と認めた場合に実費を支給する。

第5条 出張日数は、往復及び滞在に要した日数とする。ただし、業務のために必要な日数に限る。

第6条 日当は、食費等に充てるものとする。

2 日当は別表1に掲げる金額に第5条に定める日数を乗じた金額とする。ただし、午後から出張した場合、又は午前中に帰着した場合は、その日の日当は2分の1を支給する。

3 本拠地のある都道府県及び隣接県への日帰り出張については、所要時間が4時間以上の場合に、日当の2分の1を支給する。所要時間が4時間未満の場合は支給しない。

第7条 宿泊料は別表1に掲げる金額に第5条に定める日数に対する夜数を乗じた金額とする。

第8条 他の公私機関から、名目のいかんを問わず旅費の支給を受ける場合は、その程度に応じて本連盟から支給する旅費を減額する。

第9条 第3条から第8条の定めにかかわらず、特別の事情のある場合は、旅費を増減することができる。

第10条 この内規の改廃は本連盟幹事会の決議を経て行う。

附 則 1 本内規は、2022年3月10日より施行する。

2 日本カトリック大学連盟旅費内規(2006年4月25日施行)は、廃止する。

【別表1】

運 賃	交通費実費	
日 当	1日	2,000円
宿泊料	1泊	12,000円

【申し合わせ事項】

1. 第3条の規定にかかわらず、職員セミナー運営委員会より講演等を依頼された者に、運賃、宿泊料および謝礼を支給する。ただし、本連盟加盟大学長の場合には、運賃、宿泊料、日当とし、謝礼は支給しない。
2. 職員セミナーの日当について、入退所日のみを対象とし、中日は支給しない。

12. 日本カトリック大学・短期大学連盟 図書館協議会会則

第1条 本会は、「日本カトリック大学・短期大学連盟図書館協議会」と称する。

第2条 本会は、日本カトリック大学・短期大学連盟加盟校図書館(以下「加盟館」という。)をもって構成する。

第3条 本会は、加盟館の発展と相互協力を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)文献の相互利用
- (2)カトリック関連資料ならびに雑誌の分担収集
- (3)加盟館所蔵の高額資料の情報提供
- (4)その他、本会において必要と認める事業

第5条 本会の事務局を、持ち回りによる当番校に置く。

- 2 当番校の任期は学年暦に始まる1年とし、その間、当番校が本会の代表校となる。

第6条 本会の定時総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 2 総会は、当番校館長が招集する。
- 3 総会は、加盟館の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。
- 4 臨時総会は当番校が必要と認めたとき、または加盟館の3分の2以上の請求があるとき、開催するものとする。

第7条 総会の議決は、出席加盟館の3分の2以上の賛成を必要とする。

- 2 総会の議決権は、各加盟館1票とする。

第8条 本会に実務研究会を置く。

- 2 実務研究会は、総会決定案件の具体化ならびに推進活動を担当するものとする。
- 3 実務研究会は各加盟館の館員1名以上で組織し、年1回以上開催するものとする。
- 4 実務研究会は、当番校館長が招集する。

第9条 本会の経費は参加費、その他の収入をもって充てる。

- 2 参加費については総会、実務研究会開催の都度、当番校において参加者数に応じて適当な金額を加盟館に請求するものとする。

- 3 総会、実務研究会等の事業を日本カトリック大学・短期大学連盟と共催で開催した場合には、相当額の経費を日本カトリック大学・短期大学連盟に請求することができる。但し、共催事業の運営に関しては、「日本カトリック大学連盟と図書館協議会との共催事業の運営についての覚書」に従う。

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条 本会の予算は毎年総会の議決を経て決定し、決算は監査を受け次の総会において承認を得なければならない。

第12条 この会則の改廃は、本会の総会及び日本カトリック大学・短期大学連盟の承認を得なければならない。

附則 この会則は昭和59年4月1日から施行する。

改正 この会則は平成3年6月22日から一部改正する。

この会則は、2007年5月25日から一部改正する。

この会則の改正は、2016年4月1日から施行する。

この会則の改正は、2022年6月10日から施行する。

13. 日本カトリック大学連盟と図書館協議会との
共催事業の運営についての覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、日本カトリック大学連盟（以下「本連盟」という。）及び日本カトリック大学連盟図書館協議会（以下「図書館協議会」という。）が、2016年4月以降に共催して実施する事業（以下「共催事業」という。）を円滑に運営するために必要な事項を定めるものとする。

(共催の決定)

第2条 共催事業は、総会及び実務研究会等の事業を対象とし、事業を共催とすることが開催予定の前年度中の図書館協議会からの申請に基づき、本連盟幹事会において決定する。

(企画立案及び予算作成)

第3条 前条により事業を共催することを決定した場合には、図書館協議会が決めた担当校（以下「担当校」という。）が共催事業の内容等を企画し、開催予定日の3ヶ月前までに、実施要領及び予算を本連盟事務局に提出する。

2 前項の予算作成にあたり、第5条第3項の費目を明細に加える。

(共催事業の名称)

第4条 共催事業の名称には、「日本カトリック大学連盟及び図書館協議会主催 実務研究会」等、本連盟及び図書館協議会の共催である旨を明記する。

(負担金・費目)

第5条 本連盟は、本連盟の年初予算に、共催事業の負担限度額を決めることができる。

2 本連盟及び図書館協議会は、協議の上、共催事業に係る経費の負担割合を定める。

3 本連盟の負担金は、直接出費となる次の費目の範囲内とする。

(1) 会場費、看板代、設備利用料、講師謝礼・講師旅費

(2) その他、直接支出した費用

(会計報告)

第6条 担当校は、共催事業の会計の一切を担当する。

2 担当校は、共催事業の終了後、遅滞なく会計報告を本連盟事務局に行う。

3 前項の会計報告にあたっては、担当校は収支報告書を作成する。この場合の報告書においては、収支の内訳を明確にし、出費の明細には、請求書・銀行振込の控・領収書、受領書のコピー等の証拠書類を添付する。

(共催事業負担金の支払い)

第7条 担当校から会計報告（第6条）を受けた本連盟事務局は、関係書類一式を一般財団法人日本カトリック学校連合会事務局に送付する。

2 一般財団法人日本カトリック学校連合会事務局は、前項の会計報告を審査し、負担金を請求書に明記された送金先に送金する。

(覚書の変更)

第8条 この覚書の内容を変更する場合は、本連盟と図書館協議会の協議により書面に定める。

この覚書締結の証として、本書面を2通作成し、本連盟と図書館協議会の代表者が署名捺印し、各々1通を所持する。

2016（平成28）年3月9日

日本カトリック大学連盟

会長

日本カトリック大学連盟図書館協議会

所属大学

マリア学院大学

代表

図書館長 井手信 印

14. カトリック大学キリスト教文化研究所協議会規約

(名 称)

第1条 本会はカトリック大学キリスト教文化研究所協議会(略称 カト大キリ研協議会)と称する。

(目 的)

第2条 本会はカトリック大学においてそのキリスト教的理念に関わる研究、教育、その他の活動に携わる研究組織、教学組織(研究所、センター)等の間で、情報の交換及び交流と協力・連携を図ることを目的とする。

(加入組織)

第3条 本会は、カトリック大学における次のいずれかに該当する教学組織、研究組織(研究所、センター)等のうち、本会への参加を大学が認めたものによって構成する。

- (1)キリスト教に関する諸研究を行うもの
- (2)キリスト教教育に関わるもの
- (3)その他、学内外のキリスト教的諸活動に関わるもの

(活 動)

第4条 本会はその目的を達成するために次の諸活動を行う。

- (1)年一回の連絡会議の開催
- (2)情報誌の編集発行等による情報交換
- (3)共同研究、講演会、出版事業等による協力・連携
- (4)その他必要と認める活動

(会 員)

第5条 本会の会員は組織会員と個人会員とする。

- 1 組織会員は第3条に定める加入組織の構成員とする。
- 2 加入組織がない大学の教職員で、本会の目的に賛同し交流や連携を希望する場合は、第6条に定める評議員会の議を経て、個人会員とすることができる。個人会員は、評議員会の定める範囲で本会の活動に参加する。

(評議員、評議員会)

第6条 本会に評議員をおき、評議員会を構成する。

- 1 評議員は各大学の組織会員の中から当該大学が定める2名以内とする。

2 評議員会は年1回開催される。評議員会は評議員の過半数の出席者(評議員の委任を受けた代理出席者を含む)をもって成立するものとし、以下の事項を審議する。

(1)本会の基本方針や事業計画に関する事項

(2)本会の会計に関する事項

(3)規約改正に関する事項

(4)その他本会の運営に関する重要事項

3 評議員以外の会員も、評議員会が特に定める場合を除き、評議員会にオブザーバーとして参加することができる。

(幹事、幹事会)

第7条 本会に幹事をおき、幹事会を構成する。

- 1 幹事は、会長1名、副会長2名、書記1名、会計1名とする。
- 2 幹事は、評議員の互選により5名を選出する。ただし各大学1名以内とする。
- 3 幹事の互選により会長1名、副会長2名を選出する。
- 4 会長は本会を代表し、その運営を統括する。副会長は会長の職務を補佐する。
- 5 幹事の中から会長の指名により書記1名、会計1名を選出する。
- 6 幹事会は会長が必要に応じて招集し、本会の運営にあたる。

(会計監査)

第8条 本会に会計監査をおき、本会の会計を監査するものとする。

- 1 会計監査は評議員の互選により2名を選出する。
- 2 会計監査は年1回本会の会計を監査し、監査結果を評議員会に報告する。
- 3 会計監査は必要に応じてオブザーバーとして幹事会に出席することができる。

(幹事、会計監査の任期)

第9条 幹事、会計監査の任期は次の通りとする。

- 1 会長の任期は2年とする。ただし連続2期を越えないものとする。
- 2 幹事の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- 3 会計監査の任期は2年とする。ただし再選を妨げない。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置く。事務局は原則として会長の所属する大学に置く。

(会計)

第11条 本会の会計については以下の通りとする。

- 1 本会の加入組織が属する大学は会費を納入する。会費は年額 30,000 円とする。
- 2 個人会員は通信費を納入する。通信費は一大学当たり年額 6,000 円とする。
- 3 会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。
- 4 本会の経理は会計が行い、評議員会の承認をへて、毎年一回加入組織ならびに会員に対して書面をもって報告する。

(改 正)

第12条 規約の改正は評議員会において出席者の3分の2以上の議決をもって行うことができる。

- 附 則
- 1 本規約は1990年7月20日より暫定施行する。
 - 2 この規約は1998年5月29日から施行する。
 - 3 この規約は2013年6月15日から改定施行する。